

## 令和5年白老町議会第2回定例会12月会議会議録（第4号）

令和5年12月15日（金曜日）

開 議 午前10時15分

散 会 午後 0時26分

---

### ○議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第 8号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 9号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第10号）
- 第 6 議案第 2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第 3号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 4号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 5号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 6号 令和5年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 7号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第11号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第12号 白老町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第13号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第14号 白老町学校給食費条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第15号 しらおい経済センターの指定管理者の指定について
- 第18 議案第16号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定について
- 第19 議案第17号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 第20 議案第18号 白老町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 第21 議案第19号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定について
- 第22 報告第 1号 例月出納検査の結果報告について
- 第23 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第24 意見書案第11号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）
- 第25 意見書案第12号 認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）
- 第26 諸般の報告  
（次期所管事務調査の報告、要望書等の配付）

## 第27 休会について

---

### ○会議に付した事件

- 議案第 8号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第10号）
- 議案第 2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 3号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 4号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 5号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 6号 令和5年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第 7号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 白老町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 白老町学校給食費条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 しらおい経済センターの指定管理者の指定について
- 議案第16号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定について
- 議案第17号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第18号 白老町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第19号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定について
- 報告第 1号 例月出納検査の結果報告について
- 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 意見書案第11号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）
- 意見書案第12号 認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）
- 

### ○出席議員（14名）

- |          |            |
|----------|------------|
| 1番 水口光盛君 | 2番 田上治彦君   |
| 3番 氏家裕治君 | 4番 長谷川かおり君 |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田弘幹君   |
| 7番 森山秀晃君 | 8番 佐藤雄大君   |
| 9番 貳又聖規君 | 10番 前田博之君  |
| 11番 森哲也君 | 12番 飛島宣親君  |

13番 広地紀彰君

14番 小西秀延君

---

○欠席議員（なし）

---

○会議録署名議員

13番 広地紀彰君

1番 水口光盛君

2番 田上治彦君

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大塩英男君
副町長	大黒克巳君
教育長	安藤尚志君
総務課長	高尾利弘君
企画財政課長	増田宏仁君
政策推進課長	富川英孝君
税務課長	本間弘樹君
町民課長	久保雅計君
健康福祉課長	渡邊博子君
子育て支援課長	齋藤大輔君
高齢者介護課長	山本康正君
生活環境課長	三上裕志君
経済振興課長	工藤智寿君
農林水産課長	菊池拓二君
建設課長	瀬賀重史君
上下水道課長	舛田紀和君
学校教育課長	鈴木徳子君
生涯学習課長	伊藤信幸君
消防長	後藤悟君
病院事務長	村上弘光君
代表監査委員	野本裕二君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主幹	小山内恵君

---

◎開議の宣告

- 議長（小西秀延君） ただいまから休会前に引き続き議会を開催いたします。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時15分）

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小西秀延君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、13番、広地紀彰議員、1番、水口光盛議員、2番、田上治彦議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

◎議会運営委員長報告

- 議長（小西秀延君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会佐藤雄大委員長。

〔議会運営委員会委員長 佐藤雄大君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会12月会議の運営に関する件であります。

まず、審議当日の配付としている議案第18号の人事に係る議案1件と、本日、町長の提案に係るものとして、特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例の制定1件の追加議案の提出がありました。

それぞれ町長から説明があり、いずれも、本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（小西秀延君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

---

- 議長（小西秀延君） これより日程第3、議案第8号から審議に入りますが、審議に入ります前に、この議案第8号及び議案第9号並びに議案第10号の説明資料のほか、議案第4号及び議案第5号並びに議案第7号については、12月11日付で町長からそれぞれ議案の差し替えの申出がありました。

本件の取扱いについては、本会議開催前の12月12日に開催した議会運営委員会において承認されておりますが、それぞれの議案提案の前に差し替えの理由等について説明の申出がありま

すので、これを許可いたしたいと思います。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） 時間を頂戴いたしまして、今回の定例会12月会議に提案させていただきました議案の差し替えについてご説明をさせていただきます。

本12月会議の議案といたしまして議案第4号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第5号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）、議案第7号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）、議案第8号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明資料につきまして、議案の内容に誤りがあることが発覚をいたしました。これらにつきまして訂正をさせていただくとともに、深くおわびを申し上げたいと思います。

今後におきましては、より一層の細心の注意を払ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

訂正の内容につきましては、この後担当課長より説明をさせていただきたいと思います。

○議長（小西秀延君） ただいま説明が終わりましたが、何か確認したいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） それでは、差し替え後の説明についてはそれぞれの議案ごとに説明をお願いいたします。

---

◎議案第8号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第3、議案第8号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 12月8日の議案説明会における議案第8号から第10号の説明資料につきまして影響額の数値に誤りがありましたので、修正した数値によりまして改めて説明をさせていただきます。

議案説明資料の3ページ目の改定による影響見込みの1点目、職員の給料の部分ですけれども、全会計で給料2,773万円、期末・勤勉手当ですけれども、1,716万6,000円、合計4,489万6,000円となっております。議案説明会では全会計分の影響額として説明させていただきましたが、一般会計のみの補正額や前年度の影響額を誤って記載していたものでございました。大変申し訳ございませんでした。なお、参考資料といたしまして会計ごとの影響額の内訳を添付させていただきます。

以上で修正内容の説明は終わらせていただきます。

それでは、議案の提案をさせていただきたいと思います。議8—1、議案第8号でございます。職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出。白老町長。

改正条文、別表の改正の朗読は省略させていただきます。

少し飛びます。議8—12をお開きください。附則でございます。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

次のページ、議案説明でございます。令和5年8月7日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均1.1%の引上げ、特別給の支給月数0.1月分の引上げ等の勧告を行った。国においては勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じて改正を行い、本年4月からの官民の年間給与を均衡させる観点から、令和6年1月期で所要の調整を行うため、関係条例の一部を改正するものである。

次のページ、議8—15から19までの新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

職員給与に関する条例新旧対照表（第1条による改正）

改正前	改正後
(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該

<p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年再任用短時間勤務職員 当該定年再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 略</p> <p>別表第3 略</p> <p>別表第4 略</p>	<p>各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年再任用短時間勤務職員 当該定年再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 <u>改正</u></p> <p>別表第2 略</p> <p>別表第3 <u>改正</u></p> <p>別表第4 <u>改正</u></p>
---	---

職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正後
-----	-----

<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
--	--

白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条による改正）

改正前	改正後																								
<p style="text-align: center;">（給与に関する特例）</p> <p>第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号俸</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>376,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>422,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>472,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>533,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>608,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p style="text-align: center;">（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>3及び4 略</p>	号俸	給料月額	1	<u>376,000円</u>	2	<u>422,000円</u>	3	<u>472,000円</u>	4	<u>533,000円</u>	5	<u>608,000円</u>	<p style="text-align: center;">（給与に関する特例）</p> <p>第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号俸</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>380,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>427,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>477,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>539,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>615,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p style="text-align: center;">（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。</u></p> <p>3及び4 略</p>	号俸	給料月額	1	<u>380,000円</u>	2	<u>427,000円</u>	3	<u>477,000円</u>	4	<u>539,000円</u>	5	<u>615,000円</u>
号俸	給料月額																								
1	<u>376,000円</u>																								
2	<u>422,000円</u>																								
3	<u>472,000円</u>																								
4	<u>533,000円</u>																								
5	<u>608,000円</u>																								
号俸	給料月額																								
1	<u>380,000円</u>																								
2	<u>427,000円</u>																								
3	<u>477,000円</u>																								
4	<u>539,000円</u>																								
5	<u>615,000円</u>																								

白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条による改正）

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」</p>	<p style="text-align: center;">（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」</p>

<p>とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3及び4 略</p>
---	--

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第4、議案第9号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議9-1、議案9号でございます。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただき、附則でございます。

附則。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

2 令和5年12月1日を基準日に支給される期末手当に限り、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第4条第2項中「100分の225」とあるのは「100分の230」とする。

(期末手当の内払)

3 改正前の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づき、この条例の施行の期日までの間に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議9-3をお開きください。議案説明でございます。令和5年8月7日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均1.1%の引上げ、特別給の支給月数0.1月分の引上げ等の勧告を行った。国においては勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末勤勉手当の支給割合に準拠している特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給割合についても国に準じるため、本条例の一部を改正するものである。

なお、令和5年度の期末手当は0.1月分の引上げを1月支給分にて行い、令和6年度以降の期末手当は6月分及び12月分を均等に支給することとし、それぞれ2.25月分に改正するものでございます。

その下の新旧対照表につきましては朗読を省略させていただきます。

よろしくご審議お願いいたします。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に <u>100分の220</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

1 番、水口光盛議員。

〔1 番 水口光盛君登壇〕

○1 番（水口光盛君） 議案第 9 号に対する反対討論です。私は、議案第 9 号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に対して反対の討論を行います。

特別職の職員であるものの期末手当を人事院勧告により一般職の職員の期末手当の支給割合を引き上げることに準拠するために改正する条例ですが、私は一般質問でも質問しましたが、過去の財政危機を乗り切る際に増税された固定資産税の納税者、町民、企業、町外所有者の固定資産税の税率がいまだ元に戻らない今の白老町の財政状況を考えると特別職の期末手当を増額する条例改正の議案には反対する立場でございます。

関連がありますので、議案第 10 号に対する反対討論も行います。

〔「同様ですなраいいけど、反対討論 10 号ですのだったら、それは後で。理由は同様ですと終わってもいいです」と呼ぶ者あり〕

○1 番（水口光盛君） 理由は同様です。

○議長（小西秀延君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 9 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（小西秀延君） 反対、1 番、水口光盛議員、10 番、前田博之議員、反対 2。賛成 11。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 1 号 令和 5 年度白老町一般会計補正予算（第 1 0 号）

○議長（小西秀延君） 日程第 5、議案第 1 号 令和 5 年度白老町一般会計補正予算（第 10 号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） それでは、議 1—1 をお開きください。議案第 1 号 令和 5

年度白老町一般会計補正予算（第10号）。

令和5年度白老町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億5,253万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億8,918万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月8日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

2番、田上治彦議員。

○2番（田上治彦君） 2番、田上でございます。こちらは2つ質問させていただきます。

まず、1つ目、29ページなのですけれども、白老町立国民健康保険病院事業会計繰出金について、町立病院会計に資金不足、すなわち赤字補填としまして9,000万円の繰出金を計上しておりますが、9,000万円にも上る繰り出しをしなければならぬ経営状況はどのようになっているのか。また、この9,000万円の使途、使い道の内容の内訳はどのようになっていますでしょうか。また、病院会計は独立採算制でありますので、すぐに9,000万円を繰り出さないで、病院おのずから一時借入れをするなどの資金手当てをして借入金を病院の経営努力で医業収益を上げて償還するのが筋ではないかと思えます。

2つ目、39ページなのですけれども、職員人件費につきまして人事院勧告の影響額の資料によりますとその影響額は給料、期末手当で全会計4,489万6,000円になっておりますが、このうち一般会計での一般職の給料の差額分が1,019万3,000円になっています。それと、会計年度任用職員の給料の差額は1,071万9,000円になっております。会計年度任用職員の差額が職員の差額を上回っておりますが、どのような算出根拠になっておりますでしょうか。

○議長（小西秀延君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 病院の繰出金に関するご質問でございます。まず、今回追加繰出金を一般会計から9,000万円、一応お願いしているということでございます。病院の経営状況をお話いたしますと、この12月末現在の病院運営における運転資金の不足額、これがこの9,000万円でございます。詳しく経営状況をお話いたしますと、まず医業収益、病院の歳入に当たりますが、現在は入院患者数につきましては伸び悩んでいるということでございますが、外来収益につきましては上がっているということで、収益全体といたしましては年々改善傾向にあるということでございます。今回5年度の決算見込み、これを出したときに、平成29年度以来になりますけれども、収益で年間4億円には乗るかなというような見込みになってございます。一方、歳出となる医業費用につきましてでございます。職員の年度中途での退職などが

今年度は重なりまして、給与費につきましては大幅な減少があるなど、ここまでは前年度対比において減額となっているという状況でございます。しかしながら、老健施設の廃止に伴う負担金の減少、また給与費、委託料の増額に加えまして、常勤医師の採用、また出張医師の採用も重なって、病院事業費用全体で見ますとここ二、三年と同額となる年間8億円になる見込みでございます。

先ほど医業収益が年間で約4億円に上りそうというお話をしたのですが、医業収益の4億円に、一般会計から繰り出しを受けている当初予算では2億8,000万円となっております。この2億8,000万円を含む医業外収益、これが大体年間で3億円ということで、先ほどの医業収益4億円とこの医業外収益3億円を合わせると7億円ということでございます。ただし、先ほど言った病院事業費用では年間8億円でございますので、差引きすると約1億円の経常損失が出るというようなことで、このままの経営状況では今回追加繰り出し額9,000万円を出ささせていただくというような資金不足の状況になってございます。

それとあと、2つ目の一時借入金の可能性につきましてお話をいただいております。議員のご指摘どおり、確かに一時借入金を資金不足の場合借りれば不足の分の資金運用につきましてはこれは可能でございますが、一時借入金を借りるということは年度内でこれが償還できないとなるとこれは流動負債が膨らむという状況になりますので、最終的には病院事業会計決算見込みで不良債務を出してしまうというような状況となります。不良債務を発生させるということは、現在病院の改築事業を行っております。来年度の起債の借入れにも影響する話にもなりますので、やはり一時借入金ではなくて今回繰り出しをお願いしたいということでございます。

○議長（小西秀延君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 今回人事院勧告に基づく影響額の算定方法というご質問でございましたけれども、一般職、会計年度任用職員もそうなのですけれども、給料表に基づいてそれぞれ号級が定められておまして、議案説明会でもいたしましたように、若年層のほうが高い割合の金額になってございます。それで、例で申しますと、会計年度の一般の事務職員でいきますと最初1級1号俸で始まるのですけれども、1級1号俸からそれぞれ金額が1万2,000円ということで上がってございます。あと、職員でいうと高卒の初任給についても1級の1号俸から始まるのですけれども、こちらについても1万2,000円、それぞれ大体1級については1万2,000円から最高号俸で1万9,500円という金額が上がっていますので、こちらの金額と人数を掛け合わせて影響額を算出しているということでございます。

○議長（小西秀延君） 2番、田上治彦議員。

○2番（田上治彦君） 2番、田上です。それでは、2つ目のほうの質問に移りたいと思います。

白老町立国民健康保険病院事業会計繰出金について、元介護老人保健施設きたこぶし職員4名、看護師3名、ケアマネジャー1名を病院会計で抱えることにしております。4人合わせた月額の人件費と4名の人件費の財源負担はどのような扱いになっているのか。特別負担となる4名の人件費は、いつ、どのような形で負担解消されるのか。診療報酬との整合性はどうか。看護師等の配置基準の下、採用や配置が行われると思っておりますけれども、4人の処遇はど

のようになっていますか。その点お聞きいたします。

あともう一つ、先ほどの職員人件費につきまして、人事院勧告による会計年度任用職員の給与改定が職員を上回る状況となっております。そこで、お聞きいたしますが、職員と会計年度任用職員の総数とそれぞれの職員数はどのようになっていますか。

もう一つ、職員と会計年度任用職員の職務のすみ分けと業務の効率化の整合性はどのような状態になっておりますでしょうか。

○議長（小西秀延君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 老健施設の廃止に伴いまして、看護師3名、ケアマネジャー1名につきまして病院事業会計のほうに11月に異動している状況でございます。その中で、まず看護師3名とケアマネジャー1名を合わせて、病院会計に異動させたことによりまして、この人件費の分で1,530万円でございます。こちらにつきましては、丸々病院事業会計のほうで11月以降は負担になるということになってございます。

病院事業会計のほうで今看護師では3名が増え、ケアマネジャーも1名増えたということになっているのですが、内訳をお話ししますと、まず看護師1名とケアマネジャー1名につきましては病院の地域医療連携室のほうに異動させたということです。残り2名の看護師につきましては、外来の勤務になってございます。地域医療連携室につきましては、もともと看護師1名が1年間欠員になっていたという状況がございます。それと、病院のほうのケアマネジャーも1名欠員ということで、欠員補充ということがございます。あと、外来の看護師につきましては、感染対策、コロナが5類に移行しましたが、そういった感染対策上、発熱外来の稼働もあります。そういった補充というようなことで一応2名を入れたということになりますが、将来的な施設基準上のお話をすると、今一時的に看護師が増えている状況でございます。施設基準というのは病棟の看護配置の基準とも重なるところがございますので、当然病院の収益に対して適正な職員数を一時上回っているというような背景もあるということでございますので、それは今病院会計で動かしている人員をすぐ削減するとかということではなくて、病院運営上適正な施設基準を、またその加算を取得するため、新年度以降、また予算の中でもこれは適正な人数として表していきたいと考えてございます。

○議長（小西秀延君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 先ほどの説明でちょっと分かりにくかったかなと思うのですが、職員と会計年度任用職員との差が大きいというか、会計年度任用職員のほうが数字として大きいということでございますけれども、こちらは会計年度任用職員というのは1級、2級ということで格付されておまして、そのため若年層、要するに職がまだ若いほうというか、そちらの給与になりますので、先ほど言いました1万2,000円とか、高い幅で金額が上がってございます。例えば主幹職だとか課長職という5級、6級というのが上にいけばいくほど、金額が1,000円ぐらいしか上がっていないということで、その差が出ています。人数が職員については255名になってございます。それで、会計年度任用職員についてはフルタイムとパートタイムがございまして、フルタイムについては137名、パートタイムについては77名となっております。

それと、会計年度任用職員と正職員のすみ分けということでございますけれども、基本的に会計年度の職員というのはもともと臨時職員というところでございましたけれども、そちらの部分については比較的簡易な業務ということで職員とのすみ分けをしているということで、ただ公務員としては同じ身分ということで、処遇とかは今どんどん改善されているようなところでございますけれども、そういった部分では正職員はどちらかというと政策的な業務を中心にやっていけるという部分と、あと会計年度任用職員は定型的な作業だとか、そういったものをするという考え方でございます。

○議長（小西秀延君） 2番、田上治彦議員。

○2番（田上治彦君） 最後の質問となります。町立国民健康保険病院事業会計繰出金につきまして、これから今後3か月の病院の経営見込みとさらなる追加の繰出金というのは考えられますか。さらに、繰出金が追加されますと今回の9,000万円を合わせますと1億数千万円となります。赤字補填の追加繰り出しが毎年常態化しておりまして、一般会計に大きな影響を及ぼしていると思います。財政運営に支障を来しておりませんか。具体的にどのような影響があるか伺います。

○議長（小西秀延君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 病院事業会計へさらなる追加繰り出しの可能性というようなご質問かなと思っております。このたび12月に常勤医師も入りまして、年度末まで新しい医療体制の中でこれは経営改善を、残り4か月を切りましたけれども、やっっていかなければならないということで、当然追加繰り出しを受けないように経営努力をしていかなければならないと思っております。ただし、年度末に退職する医師も一方ではいるということでございまして、受持ち患者、医師は退職近くなると患者数の調整とかということも可能性としてあるかなということで、患者数が年度末まで思ったほど伸びないというようなことも一方では予想されているということでございます。

今ご指摘のとおり、ここ数年追加繰り出しが12月定例会、また3月の定例会と相次いでいるということは病院会計としては大変これは反省しなければならないと、経営努力を続けなければならないということは本当に前提なのですが、現状このままの状況では資本的収支、今回この後の補正予算の中でも提案していますが、損益勘定留保資金1,800万円程度、病院の経営努力の中でこれも何とかしなければならないのですが、このままではこちらのほうも繰り出しを受けないといけないような状況ということで、大変危機的な状況と捉えております。そういったことを考えていくと、今年度決算見込みとして昨年と同様、同じようにまたさらに五、六千万円の追加繰り出しが出る可能性もなくはないということでございます。ただ、先ほど申し上げたとおり、まずは残りこの4か月弱、何とか経営改善を続けていく中で少しでも追加繰り出しを減らすという努力は重ねてまいりたいと思っております。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 田上議員から繰出金の財政に与える影響ということでご質問がありましたので、私から答えさせていただきます。

この追加繰り出しの関係で田上議員のほうから独立採算制というようなお話がありました。

ごもっともな話でございます。さらには、過去にも追加繰り出しをしていく際に、独立採算制ということで病院が経営改善をしてしっかりと経営をしていくべきだということで、追加繰り出しについて一般会計としてどうしたらいいか、私は課長だった時代もあったものですから、そういった議論もさせていただきました。ただ、一方では、事務長から答弁のとおり、不良債務を出してはいけないというような起債の関係もありまして、今回このような形で9,000万円の追加繰り出しをさせていただきました。

一般会計に与える影響ということで、実はこれはタウンミーティングの中でも町民の皆さんにお話をさせていただきました。これまで平均して1億5,000万円の追加繰り出しを出している。この1億5,000万円がなかったとしたならば、例えば公園の整備ができるよ、道路の整備ができるよ、病院なんて要らないということになっては大変だというようなことで、そういったことも含めた中で病院の改革は必要だというお話もさせていただきました。ですから、この追加繰り出しの金額をいかに落としていくか、これは病院の改革というようなことで進めていかなければならないと、これは経営上、財政上もそうだと思っております。

事務長からお話があったように、いろいろと今年度もこの後の病院としての財政出動が必要な部分もありますけれども、しっかりと残り3か月、できる限りの病院の経営改善は図ってまいりたいと思っております。

○議長（小西秀延君） 4番、長谷川かおり議員。

○4番（長谷川かおり君） 4番、長谷川です。私は、17ページの物価高騰対策低所得世帯支援追加給付事業についてお聞きいたします。

この対象となる方々に一日でも早くというところでは、同僚議員の一般質問の中で理解しております。こちらの資料の添付でそれに対して重点支援地方交付金の町民に対する推奨事業メニュー、5,200万円近い金額が国からこれから届くと思っておりますけれども、国や道のメニューが反映されるということで町独自のメニューが精査されることでしょうかけれども、やはり早期の実現を期待しております。実行に当たりまして年度内で行われるのか、年をまたぐのか、そこのお考えはどうか、そこだけお聞きいたします。

○議長（小西秀延君） 増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 物価高騰対策の交付金の推奨事業メニュー分の関係です。低所得者世帯分については今回の補正予算で計上させていただいていまして、残りの分約5,200万円が推奨事業メニュー分ということで今後国から交付金が交付されるということになりますけれども、今後のスケジュール的な部分でいけば、今考えているのは年明け1月ぐらいの議会の中でご提案をできればいいかなと考えております。ただ、実際に交付金が繰越しできるのか、できないのかという部分であったり、あとは今の町内の状況を考えてどういう事業を選択すべきかというところを最終的に詰めなければなりません。我々もできる限り早く対応はしたいと思っておりますので、現状では1月議会を開いていただいて、そこで補正予算を提出できればいいかなと思っております。あとは、繰越しが可能となれば、もしかしたら来年度にまたがるような形で事業の展開もあり得るかなとは思っております。

○議長（小西秀延君） 9番、貳又聖規議員。

○9番（貳又聖規君） 私からは35ページ、中学校部活動指導員配置促進事業についてであります。本事業の目的については割愛いたしますが、事業費として584万8,000円を予算化しておりました。しかし、今回の補正予算で332万8,000円を減額し、不用額となっております。当初予算での事業内容とそれに伴う事業執行はどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（小西秀延君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 今回の減額の補正に関してのご説明をします。

本事業につきましては、部活動の地域移行を目指しまして、まず部活動指導員を両方の中学校の部活動のところに任用していくということで本事業の予算を提案させていただいております。当初考えていた部活動の指導員の人数としては9名で、中の部活動の内容としてはバスケットボール、バドミントン、吹奏楽とか、当初中学校とも話した中でその方たちを任用していけるという前提で進めておりましたが、国の補助を使つての事業であるものですから、この制度上実は難しいところは、会計年度任用職員として採用するということが前提でこの補助がいただけるというところがありまして、当初その方たちについても会計年度でお願いできるということで始めてはありましたが、普通にお仕事を持っていらっしゃる方たちを会計年度として任用するということがなかなか進まないことと、公募した中で応募ももちろんありましたが、その方たちと条件設定等をしていく中でなかなか実現に結びつかない状況がありまして、いろいろ進めてきた中で、この制度の運用自体にちょっと難しさがあることから、今回任用に至らなかった部分につきまして今後についてもまだ引き続き任用に関していろいろ準備を進めてはいきますが、ここまでの11月までの分の執行されなかった分については落とさせていただくという判断で今回させていただいております。

○議長（小西秀延君） 9番、貳又聖規議員。

○9番（貳又聖規君） 9番、貳又です。関連してなのですが、教育委員会は地域部活動の受皿となる地域スポーツクラブの構築に関する検討を進めるとして、(仮称)部活動地域移行検討会議を設置することになっております。検討会議は設置されておられるのか、設置されておるとするならば、その組織体制や活動内容はどのようになっていますでしょうか。

○議長（小西秀延君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） この検討会議につきましては、11月より立ち上げておりまして、外部の有識者ですとか、学校関係者、それから文化団体連絡協議会、そういう関係する団体の方たち、実際にそういう地域で子供たちにいろいろ指導していただいている方たちに、入っていただいて組織体として実は動いております。今年度その検討会の中で進める案件といたしましては、まず地域移行に関する推進の計画というものを持たなければ、今後国から地域移行に関する補助をもらうための内容として人材バンクがあることと、それから計画を持つことということが定められておりますので、今この検討会の中で計画を策定することとして1月で何とかその計画をある程度形にして教育委員会で年度末には上げた中で計画として成立させ、今後移行するための準備に入るところの整備を進めている状況です。

○議長（小西秀延君） 9番、貳又聖規議員。

○9番（貳又聖規君） 9番、貳又です。3回目、最後になりますけれども、計画を形にする

というお話がありました。おっしゃるとおり、部活動の地域移行については、文部科学省の総合的なガイドライン、これは2022年12月に示されておりますが、こちらでは2025年までを改革推進期間として、可能な限り早期実現を目指すようにしておると。そのような中で、計画を形にして進めていくというところでありますが、やはり重要なのはいつまでにというめどがとても大事なのかなと思います。そういう意味で、完全移行はいつを現時点で予定されているのか。

○議長（小西秀延君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 当初この部活動指導員配置促進事業でも目指していたのは、令和7年度が稼働時期ということとして進めております。ここに間に合うかどうかというところは、今の段階では明言はできないのですが、可能な限り子供たちの可能性を広げていくためには急いで進めていくことが必要だと思っております。今教育委員会として考えているのは、学校教育課単体では実はもう進められない状況というのが実際でございます。生涯学習課と連携することと、それから地学協働の活動という部分とも非常に絡むものですから、その辺りを複合的に考えながら、一つでもできることからまず進めようということに着手していきたいと考えております。

○議長（小西秀延君） 1番、水口光盛議員。

○1番（水口光盛君） 1番、水口光盛です。5ページ、債務負担行為補正というところなのですが、ここで聞くのがいいのか、ちょっと分からないのですが。これは、議案の第15号、16号、17号に関連してくると思うので、ここで債務負担行為というのは翌年度以降、義務費といいますが、これだけお金がかかりますよという意味合いで契約の保障をするというものだと認識しております。ただ、この限度額が、当初予算を見るとなのですが、各年度予算に定める額ということで限度額を書いていないと、これは何かほかの業務委託と差があって今回この3つは書いていないのかどうかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小西秀延君） 増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 債務負担行為補正の各年度予算に定める額と記載している部分であります。今回債務負担行為を取るのとは各施設の指定管理の委託ということで、指定管理の委託料というのは各年度協定の中で委託料が定められる形になりますので、こういった記載をさせていただいております。

○議長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第10号）、原案のとおり決定することに賛

成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小西秀延君） 日程第6、議案第2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議2―1をお開きください。議案第2号でございます。令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,785万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算（第1号）

○議長（小西秀延君） 日程第7、議案第3号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議3—1をお開きください。議案第3号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

1番、水口光盛議員。

○1番（水口光盛君） 1番、水口です。今回のこの補正を見ると、1,000円単位、そして歳出歳入ゼロということで、今この時期の12月で大体この額が決まったのかなと見受けられているのですが、この補正のやり方なのですが、通常これでいくと流用程度で終わるような、補正に上げなくてもいいような会計かなと思ったのですが、この会計も先ほどの一般会計もそうなのですが、何かこういう基準というのを町の中でお持ちで、逆に一般会計でいくと私が一般質問で言ったとおり3億5,000万円黒字になってということがあるので、この会計を見ると1,000円単位でやられているということなのですが、一般会計と国保会計、後期会計、何か基準があるかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（小西秀延君） 増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 町の会計全体ということのお話ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

今回の補正の事例でいきますと、収支ゼロで中身も1,000円単位ということで、金額が少ないのでというようなご趣旨の質問かなと思います。ただ、今回の補正の内容としましては、報酬を増やすという補正予算の内容になっておりまして、報酬なり人件費的な部分をほかの全然関係ない科目から持っていくということは、そこをやってしまうと議員の皆さんの知らないところで勝手に人件費がどんどん増えていくというようなところにもつながっていきますし、町の財政規律という面から見てもそういった人件費に対してほかの科目から流用するというのは好ましくないと考えておりますので、今回の高齢者の特別会計のほうの予算もその考え方に基づ

いて、金額は少なくとももしっかり補正をしましょうということで補正をしていただいたということになっております。

○議長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小西秀延君） 日程第8、議案第4号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 議案第4号でございます。議4-1をお開きください。こちらは、まずは令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の一部差し替えについてご説明をさせていただきます。令和5年12月8日提出の令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）議案につきましては、歳入歳出それぞれ485万6,000円を追加することで提案をさせていただいたところでございます。しかしながら、歳入の4ページ、5ページをお開きいただきたいのですが、こちらの歳入の7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業費繰入金、総合事業4万2,000円及び3目地域支援事業費、総合事業以外の地域支援事業費2万8,000円、合計7万円につきましては、本来一般会計に対する要求をしなければいけないのですが、そこの要求漏れがございまして、削除させていただき、その7万円分を2項基金繰入金7万円で増額をさせていただいて、改めて補正予算として提案させていただきたいと考えております。このような事態を招いたことを深く反省し、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、議案の提案に移ります。議案第4号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ485万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億571万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

---

再開 午前11時25分

○議長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

---

◎議案第5号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（小西秀延君） 日程第9、議案第5号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、5-1をお開き願います。まず、今回の議案第5号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は差し替えになりま

して、その説明から申し上げたいと思います。今回令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）であります。さきの議案説明会におきまして年度中途における施設入所者不在に伴う施設介護サービス費収入の減額分となる110万6,000円について前年度繰越金を差し引いた最終的な資金不足額として一般会計から同額の繰入れを受ける財源振替の内容と説明を申し上げたところでございます。正しくは、介護老人保健施設の廃止に伴い、歳入歳出予算科目それぞれにおいて減額補正を実施の上、最終的な資金不足額となる110万6,000円について一般会計から繰入れを受けるというのが正しい補正内容でございます。そのため、歳入歳出それぞれ8,236万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,203万7,000円とする補正予算として改めて提案させていただくとともに、このたび議案全てを差し替えというような事態を招いたということにつきましては深く反省し、おわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案の説明を申し上げます。議案第5号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,236万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,203万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号 令和5年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（小西秀延君） 日程第10、議案第6号 令和5年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

舛田上下水道課長。

○上下水道課長（舛田紀和君） 議6―1をお開きください。議案第6号 令和5年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和5年度白老町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、白老町浄水場等運転管理業務委託、期間、令和6年度から令和10年度まで、限度額、3億4,829万9,000円。

令和5年12月8日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 令和5年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（小西秀延君） 日程第11、議案第7号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、議7―1をお開きください。まず、議案第7号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の一部差し替えについてご説明申し上げます。令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）であります。議7―2、令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算実施計画書、収益的収入におきまして補正額に含まれている1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金と3目その他医業外収益、それぞれの各欄が記載漏れとなっていたことから、議案の一部差し替えをお願いするとともに、おわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、提案内容の説明をいたします。議案第7号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額9億2,949万6,000円、補正予定額1億1,056万9,000円、計10億4,006万5,000円。

第1項医業収益、既決予定額6億2,568万3,000円、補正予定額3,956万9,000円、計6億6,525万2,000円。

第2項医業外収益、既決予定額3億381万2,000円、補正予定額7,100万円、計3億7,481万2,000円。

第1款病院事業費用、既決予定額9億2,949万6,000円、補正予定額5,630万円、計9億8,579万6,000円。

第1項医業費用、既決予定額9億2,292万8,000円、補正予定額5,630万円、計9億7,922万8,000円。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、既決予定額29億7,500万円、補正予定額523万9,000円、計29億8,023万9,000円。

第3項補助金、既決予定額13億770万円、補正予定額523万9,000円、計13億1,293万9,000円。

第1款資本的支出、既決予定額29億9,265万8,000円、補正予定額602万2,000円、計29億9,868万円。

第1項建設改良費、既決予定額29億9,265万8,000円、補正予定額602万2,000円、計29億9,868万円。

令和5年12月8日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第12、議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議10—1、議案第10号でございます。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則でございます。

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

2 令和5年12月1日を基準日に支給される期末手当に限り、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項中「100分の225」とあるのは「100分の230」とする。

（期末手当の内払）

3 改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき、この条例の施行の期日までの間に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議10—3をお聞きください。議案説明でございます。令和5年8月7日人事院は、官民給与の較差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、月例給

の平均1.1%の引上げ、特別級の支給月数0.1月分の引上げ等の勧告を行った。国においては勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末、勤勉手当の支給割合に準拠している議会議員の期末手当の支給割合についても国に準じるため、本条例の一部を改正するものである。

なお、令和5年度の期末手当は、0.1月分の引上げを1月支給分にて行い、令和6年度以降の期末手当は、6月分及び12月分を均等に支給することとし、それぞれ2.25月分に改正するものである。

その下の新旧対照表につきましては朗読を省略させていただきます。

よろしくお願いいたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの議員報酬月額に <u>100分の220</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの議員報酬月額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（小西秀延君） 反対、1番、水口光盛議員。反対1、賛成12。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第13、議案第11号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議11—1をお開きください。議案第11号でございます。白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出。白老町長。

改正条文の朗読のほうは省略させていただきます。

それでは、議11—3をお開きください。下のほうになります。附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

続きまして、議11—4をお開きください。議案説明でございます。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税について産前産後に係る所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町国民健康保険税条例新旧対照表

改正前	改正後
（国民健康保険税の減額） 第19条 略 2 略	（国民健康保険税の減額） 第19条 略 2 略 <u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応</u>

じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第3条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

<p>3 町長は、国民健康保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前2項の規定による減額が適当でないとする場合には、当該減額を行わないものとする。</p>	<p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>4 町長は、国民健康保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前3項の規定による減額が適当でないとする場合には、当該減額を行わないものとする。</p> <p><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p>第20条の3 <u>国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他町長が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p>
--	--

	<p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>
--	---

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号 白老町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第14、議案第12号 白老町債権管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） 議12—1をお開きください。議案第12号 白老町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町債権管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出。白老町長。

附則です。この条例は、公布の日から施行する。

次に、議12—2をお開きください。議案説明です。白老町債権管理条例の一部改正について。個人情報保護に関する法律が一部改正されたことに伴い、滞納者情報の利用及び提供については法第69条第2項第2号の規定に基づいて行うこととなるものであり、本条例第6条の規定は改正後の法の規定と重複するものであることから、本条例の一部を改正するものである。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町債権管理条例新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>（滞納者に関する情報）</u></p> <p><u>第6条 町長は、町の債権について履行期限までに履行されない場合において、第9条から第16条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例の規定に基づく措置又は処分（以下この項において「措置等」という。）の判断に資する事項として、当該債務者の当該町の債権以外の町の債権に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び町長が行った措置等の情報を同一の実施機関（白老町個人情報保護条例（平成11年条例第34号）第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）内において利用し、又は他の実施機関に提供することができる。</u></p> <p><u>2 前項に規定する場合において、当該債務者の所在が明らかでないときは、町長は、当該町の債権以外の町の債権に関して保有する当該債務者の氏名及び生年月日並びに住所、電話番号その他当該債務者との連絡に必要な情報を同一の実施機関内において利用し、又は他の実施機関に提供することができる。</u></p> <p><u>3 町長は、前2項の規定により利用し、又は提供</u></p>	<p><u>第6条 削除</u></p>

<p><u>を受けた情報を当該町の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。ただし、前2項の規定により、同一の実施機関内において利用し、若しくは他の実施機関に提供する場合又は法令若しくは他の条例に基づく場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 町長は、第1項又は第2項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該町の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</u></p>	
--	--

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 白老町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第15、議案第13号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

工藤経済振興課長。

○経済振興課長（工藤智寿君） それでは、議13—1をお開きください。議案第13号でございます。白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出。白老町長。

議13—2をお開きください。附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案説明でございます。議13—3をお開きください。平成28年度に港湾区域内において町長の許可を受けずに潜水行為をすることを禁止とする改正を行ったが、さらなる船舶の安全航行と水産資源保護の強化を図るため、遊泳を禁止とするものであります。また、白老港に係る給水施設使用料について物価高騰等の影響及びインボイス制度に対応するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、港湾法第44条の規定により使用料の変更については30日以上公表期間が必要なことから、令和6年4月1日より施行するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町港湾施設管理条例新旧対照表

改正前		改正後	
(禁止行為) 第19条 略 (1)～(2) 略 (3) 港湾区域内において、町長の許可を受けずに潜水行為をすること。 (4) 略		(禁止行為) 第19条 略 (1)～(2) 略 (3) 港湾区域内において、町長の許可を受けずに <u>遊泳又は潜水行為</u> をすること。 (4) 略	
別表(第16条関係)抜粋		別表(第16条関係)抜粋	
3	水量1㎡につき <u>300円</u>	3	水量1㎡につき <u>419円</u>
船舶給水施設使用料		船舶給水施設使用料	<u>ただし、外航船舶(消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。)を除く船舶への給水については水量1㎡につき41円を加算した額とする。</u>

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） この条例の中でインボイス制度に対応するためというのが入っていますが、今回これに対してインボイス制度というのはどのような影響があったのか、ちょっと分からないものですから、ご説明をお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 工藤経済振興課長。

○経済振興課長（工藤智寿君） 領収書等にその証明を載せるという、請求書もそうです。含めてそういうような形を取らせていただくというような内容になってございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 続けてどうぞ。

○経済振興課長（工藤智寿君） きちんとこちらで領収書、請求書の中身について書面の制度にのっとった形で記載させていただいたというようなことでございます。

○議長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号 白老町学校給食費条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第16、議案第14号 白老町学校給食費条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 議14—1を御覧ください。議案第14号です。白老町学校給食費条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町学校給食費条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出。白老町長。

附則です。この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議14—2を御覧ください。議案説明です。子育て世帯の負担軽減に向けた積極的な支援策と

して令和6年1月から3月まで学校給食費の無償化を実施するため、本条例の一部を改正する  
ものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町学校給食費条例新旧対照表

改正前	改正後
(委任) 第7条 略	<u>(給食費の減免)</u> 第7条 <u>町長は、特に必要があると認めるときは、</u> <u>給食費を減免することができる。</u> (委任) 第8条 略

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 白老町学校給食費条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決  
定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（小西秀延君） 次の議案第15号 しらおい経済センターの指定管理者の指定について  
は、地方自治法第117条の規定により、議長の私小西秀延と広地紀彰副議長、前田弘幹議員の3  
名が除斥となりますので、退席いたします。

仮議長と交代するため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時51分

○仮議長（前田博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席数は11名であります。

---

◎議案第15号 しらおい経済センターの指定管理者の指定について

○仮議長（前田博之君） 日程第17、議案第15号 しらおい経済センターの指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

工藤経済振興課長。

○経済振興課長（工藤智寿君） それでは、議15—1をお開きください。議案第15号でございます。しらおい経済センターの指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月8日提出。白老町長。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、しらおい経済センター、所在地、白老郡白老町大町2丁目3番4号。

2、指定管理者の名称及び所在地、名称、代表者、白老町商工会会長、熊谷威二、所在地、白老郡白老町大町2丁目3番4号、白老町商工会館内。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

議15—2をお開きください。議案説明です。しらおい経済センターの指定管理者として白老町商工会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。本件指定管理者の候補者の選定については、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査したところでありますが、現指定管理者である白老町商工会が当該施設の管理を適正に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことについては、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会も了承しているものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○仮議長（前田博之君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（前田博之君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 しらおい経済センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○仮議長（前田博之君） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長と交代するため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時55分

---

再開 午前11時55分

○議長（小西秀延君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第16号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定について

○議長（小西秀延君） 日程第18、議案第16号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

菊池農林水産課長。

○農林水産課長（菊池拓二君） それでは、議16—1をお開きください。議案第16号でございます。白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月8日提出。白老町長。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、白老ふるさと2000年ポロトの森、所在地、白老郡白老町字白老国有林297、298及び299林班。

2、指定管理者の名称及び所在地、名称、代表者、一般社団法人白老観光協会会長、福田茂穂、所在地、白老郡白老町若草町1丁目1番21号。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

次のページ、議16—2をお開きください。議案説明でございます。白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者として一般社団法人白老観光協会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の候補者の選定については、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査したところであり、現指定管理者である一般社団法人白老観光協会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことについては、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会の了承を得ているものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定について

○議長（小西秀延君） 日程第19、議案第17号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） それでは、議17-1をお開きください。議案第17号でございます。北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月8日提出。白老町長。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、北吉原ふれあいプラザ、所在地、白老郡白老町字北吉原200番地57。

2、指定管理者の名称及び所在地、名称、代表者、北吉原ふれあいプラザ管理運営委員会委員長、渡辺雅文、所在地、白老郡白老町字北吉原200番地57。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

次に、議案説明でございます。議17-2をお開きください。北吉原ふれあいプラザの指定管理者として北吉原ふれあいプラザ管理運営委員会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の候補者の選定については、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査したところであり、現指定管理者である北吉原ふれあいプラザ管理運営委員会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことについては、同条例第4条第2項に規定す

る白老町指定管理者候補者選定委員会の了承を得ているものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

---

再開 午後 0時02分

○議長（小西秀延君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◎議案第18号 白老町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小西秀延君） 日程第20、議案第18号 白老町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） 本日配付の議案書、議18—1をお開きください。議案第18号 白老町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

白老町固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めます。

令和5年12月15日提出。白老町長。

記書きといたしまして、住所、白老郡白老町末広町2丁目1番5—304号、氏名、大黒克巳、生年月日、昭和35年7月10日生まれ、63歳。

次に、議18—2をお開きください。履歴調書につきましては朗読を省略させていただきます。

続きまして、議案説明になります。議18—3をお開きください。白老町固定資産評価員に大黒克巳氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ここで若干固定資産の評価員について説明をさせていただきますが、固定資産の評価員につきましては地方税法の規定に基づき、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、町長が行う固定資産の価格の決定を補助するため、市町村に固定資産評価員を設置するという規定に基づき、評価員を選任するものでございます。本町の税条例におきまして固定資産の評価員は1名ということで規定をされております。これまで古俣前副町長が固定資産評価員ということで選任をしていただいておりますが、退任に基づき、新たに大黒克巳副町長を選任いただくものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第18号 白老町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

---

再開 午後 0時05分

○議長（小西秀延君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◎議案第19号 特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第21、議案第19号 特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 本日配付の議案第19号でございます。特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月15日提出。白老町長。

特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例。

令和6年1月1日から同年1月31日までの間における町長の給料月額、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第3条の規定にかかわらず、別表第1に規定する給料月額から当該月額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、別表第1に規定する額とする。

附則。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年1月31日限り、その効力を失う。

次のページ、議19—2をお開きください。議案説明でございます。下水道事業会計において、平成26年度から令和3年度までの間、消費税の計算に誤りがあり、国に対して4,408万9,000円を過大に納付し、うち時効が経過した平成26年度から平成28年度の3か年分、1,263万2,000円が回収不能となりました。

このことは、町民の信頼を損なう重大な事案であり、その責任を重く受け止め、令和6年1月1日から同年1月31日までの間における町長の給料を10%減額する措置を講ずるため、本条例を制定するものである。

よろしくご審議お願いいたします。

---

#### 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例

令和6年1月1日から同年1月31日までの間における町長の給料月額は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和43年条例第8号。以下「特別職給与等条例」という。）第3条の規定にかかわらず、別表第1に規定する給料月額から当該月額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、別表第1に規定する額とする。

---

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定について、原案の

とおりに決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

◎報告第1号 例月出納検査の結果報告について

○議長（小西秀延君） 日程第22、報告第1号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

---

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（小西秀延君） 日程第23、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、胆振管内町村議会議長会第2回定期総会などが予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣したいと思います。

なお、日程の変更等細部の取扱いについてはあらかじめ議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

◎意見書案第11号 医療・介護・障害福祉分野における処遇  
改善等を求める意見書（案）

○議長（小西秀延君） 日程第24、意見書案第11号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

3番、氏家裕治議員。

〔3番 氏家裕治君登壇〕

○3番（氏家裕治君） 意見書案第11号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障を来す事態が深刻になっている。また募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状である。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査（2022年6月）でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差がある。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心にベースアップ（基本給の引上げ）などによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大している。

また、8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月に遡って増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況である。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにもかかわらず低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなるおそれがある。

よって、政府に対して以下のとおり、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取組を迅速に推進することを強く求める。

記

1. 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと
2. 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用を推進すること
3. 介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の「地域対応活用」を促進すること以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第11号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）、原案

のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

◎意見書案第12号 認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）

○議長（小西秀延君） 日程第25、意見書案第12号 認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

3番、氏家裕治議員。

〔3番 氏家裕治君登壇〕

○3番（氏家裕治君） 意見書案第12号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法がさきの国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聞きながら、認知症基本法の施行に先立つての方針を取りまとめている。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めていくときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。よって政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求める。

記

1. 認知症基本法の円滑な施行に総力を

本年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の円滑な施行に向け、立法の趣旨を踏まえ、施行後に設置する「認知症施策推進本部」をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らか

に日常を続けられるように、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取組の推進に総力を挙げること

## 2. 地方自治体への支援の強化

地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた総合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。

また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置の在り方を検討すること

## 3. 地方自治体の組織体制の強化

地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取組を、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。

また、各自治体の施策を適切かつ確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参加できる体制の整備を検討すること

## 4. 認知症の人の働きたいというニーズをかなえる労働環境の整備

認知症の人の働きたいというニーズをかなえる環境整備も重要である。若年性認知症の人、そのほかの認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実させ、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること

## 5. 認知症の方を抱える「ご家族」への支援体制の拡充

独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること

## 6. 身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築

身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活ができる社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総体的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等の在り方について現状の課題を整理し検討を進めること。

また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること

## 7. 認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備

全ての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることができるのか（認知症ケアパス）、さらに認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、「驚かせない」、「急がせない」、「自尊心を傷つけない」など配慮すべき事柄等（認知症の人の日常生活・社会生活における

意思決定支援ガイドライン)を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長(小西秀延君) ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第12号 認知症との共生社会の実現を求める意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長(小西秀延君) 日程第26、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会における所管事務等の調査の申出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしく願いいたします。

また、皆様には要望書等6件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いをいたします。

---

#### ◎休会について

○議長(小西秀延君) 日程第27、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため明年1月4日まで会期となっております。明日12月16日から明年1月4日までの20日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) ご異議なしと認めます。

よって、明日16日から明年1月4日までの20日間を休会とすることに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(小西秀延君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 0時26分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 小 西 秀 延

仮 議 長 前 田 博 之

署 名 議 員 広 地 紀 彰

署 名 議 員 水 口 光 盛

署 名 議 員 田 上 治 彦